

委 員 長 報 告 書

さる 9 月 10 日の本会議において、本委員会に付託された

議案第 8 号 橋本市男女共同参画推進条例について

議案第 10 号 橋本市手数料条例の一部を改正する条例について

議案第 12 号 橋本市民会館設置及び管理条例の一部を改正する条例について

を審査するため、9 月 11 日に委員会を開催し、慎重審査の結果、議案第 8 号、議案第 10 号は全会一致で原案可決、議案第 12 号は賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しましたので、以下その概要を報告いたします。

記

議案第 8 号は、男女共同参画社会の実現を目指し、その基本理念を定め、市、市民、事業者及び教育関係者の責務を明示するとともに、男女共同参画に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進するための条例を制定するものである。

委員から、条例に前文がないことについて、パブリックコメントでも指摘されているが、なぜ盛り込まないのか とのただしがあり、他自治体の事例において、前文ではその歴史や社会情勢について記載している。男女共同参画推進懇話会において検討したところ、本市の歴史については古い
が条例に盛り込むような内容ではなく、社会情勢については、国が本年 12 月に第 4 次男女共同参画基本計画を策定予定であるなど常に変化している状況であり、条例に盛り込むと変更が難しくなることもあり、概要版で対応すべきという意見が多数であったためである との答弁がありました。

男女共同参画審議会の委員は 15 人以内となっているが男女比率について だけしがあり、第 16 条第 4 項に定める区分ごとに男女比が同じになるよう努める。懇話会については、現在は男性 5 人、女性 10 人である との答弁がありました。

